開示請求における権利の濫用についてのガイドライン(案)【概要版】

【ガイドラインの趣旨】

- 条例に基づく公文書開示制度の適正な運用を推進するため、本ガイドラインを策定
- 〇 「権利の濫用として判断すべき」(審査会答申)とされた具体的な開示請求事例を参考に類型化
- 〇 著しく大量の開示請求が直ちに権利の濫用に該当するわけではない
- 各局は、下記の類型に該当する場合、個別の事案ごとに慎重に検討し判断

【開示請求事例に基づく類型】

	類型	開示請求事例(一部抜粋)
1	請求者の言動、請求の内容、方法等から、 真に公文書の開示を求めるものでないと 明らかに認められる開示請求が繰り返さ れるとき	○ 開示決定等された大量の公文書を閲覧せず、日程も一方的にキャンセルする。 ○ 正当な理由なく、開示決定通知書等の受領を拒否する。 ○ 開示請求と無関係な言動(日頃の不平不満等)を長時間に渡り繰り返し行う。
2	開示請求の手続等において、著しく不適 正な行為が繰り返されるとき	○ 「酔ってホームを歩かないほうが良い」等、職員への脅迫的な言動を行う。 ○ 悪態、怒鳴りつける、大声で机を叩く等の威圧的な態度をとる。
3	もっぱら実施機関の事務を混乱又は停滞 させることを目的とする開示請求が繰り 返されるとき	○ 事務の混乱や停滞を目的として、短期間に同じ公文書が対象となる開示請求 をしていることが、言動等から明らかに認められる。

※ 上記の1類型に該当することのみをもって、権利濫用と判断するものではない。